別表第1(第2条関係)

公共的施設及び特定施設

	取及○竹足肥取 ・	114
区分	公 共 的 施 設	特定施設
建築物	1 病院又は診療所	すべての施設
	2 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	当該用途に供する部分の
		床面積の合計(以下「用途面
		積」という。)の合計が200
		平方メートル以上の施設
	3 集会場又は公会堂	用途面積の合計が200平
		方メートル以上の施設
	4 展示場	用途面積の合計が1,000
		平方メートル以上の施設
	5 薬局	すべての施設
	6 百貨店、マーケットその他の物品販売業	用途面積の合計が500平
	を営む店舗	方メートル以上の施設
	7 ホテル又は旅館	用途面積の合計が1,000
		平方メートル以上の施設
	8 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老	すべての施設
	人保健施設、身体障害者社会参加支援施	
	設、児童福祉施設、障害福祉サービス(生	
	活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移	
	行支援及び就労継続支援に限る。)を行う	
	施設又は福祉ホーム	
	9 体育館、水泳場、ボーリング場又は遊技	用途面積の合計が1,000
	場	平方メートル以上の施設
	10 博物館、美術館又は図書館	すべての施設
	11 公衆浴場	用途面積の合計が1,000
		平方メートル以上の施設
	12 飲食店	用途面積の合計が500平
		方メートル以上の施設
	13 理容所、美容所、クリーニング取次店、	用途面積の合計が100平
	質屋、貸衣装屋その他これらに類するサー	
	ビス業を営む店舗	, <u>,</u> .
	14 金融機関又は証券会社の店舗	用途面積の合計が100平
		方メートル以上の施設
	15 車両の停車場又は船舶の発着場を構成	用途面積の合計が100平
	する建築物で旅客の乗降又は待合いの用	方メートル以上の施設
	に供するもの	
	16 一般公共の用に供される自動車車庫	用途面積の合計が500平
		方メートル以上の施設
	17 公衆便所	すべての施設
	18 郵便局	すべての施設
	19 ガス小売事業、電気事業、電気通信事業	すべての施設
	その他公益上必要な事業を営む営業所及	, . , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	び事務所	
	○ 4·4/4//1	

	20 官公庁の庁舎	すべての施設
	21 学校	用途面積の合計が100平
		方メートル以上の施設
	22 工場	見学のための施設を有す
		るもの
	23 事務所	用途面積の合計が2,000
	3.433777	平方メートル以上の施設
	24 共同住宅	戸数が51以上の施設
	25 火葬場	すべての施設
	26 冠婚葬祭施設	用途面積の合計が100平
		方メートル以上の施設
	 27 1から26までの用途の区分(24を除く。)	用途面積の合計が2,000
	のうち2以上の異なる用途に供する施設	平方メートル以上の施設
	(以下「複合用途建築物」という。)	1737 1719(11)
公園等	1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40	すべての施設
	条に規定する児童遊園	, , , , , ,
	2 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条	すべての施設
	第1項に規定する都市公園	,
	3 その他1又は2に類する公園で国又は地方	すべての施設
	公共団体が設置するもの	
	4 動物園又は植物園	すべての施設
	5 遊園地	すべての施設
道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項	すべての施設
	に規定する道路(自動車のみの一般交通の用	
	に供するものを除く。)	
建築物以外	1 鉄道の駅舎	すべての施設
の公共交通	2 船舶に係る旅客施設	すべての施設
機関の施設		
建築物以外	駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2	駐車場法第12条の規定に
の路外駐車	号に規定する路外駐車場(機械式駐車場を除	よる届出を必要とする施設
場	⟨。)	